

広域的予防接種の手引き

（医療機関用）



この手引きは、広域的予防接種に協力することを承諾した医師の代理人である福井県医師会長と、県内各市町長との契約によって行われる「福井県広域的予防接種」を円滑にすすめることを目的としています。

郡市医師会と市町との契約または市町と各医療機関の個別契約（以下「従来型の契約」という）による予防接種については、従来の取扱いのとおりとなりますので、御留意ください。

なお、この手引きで不明な点は、福井県医師会または予防接種を実施する市町（対象者の居住する市町）の担当部署に確認してください。

平成26年6月21日

最終改訂：令和2年10月1日

福井県医師会・福井県健康福祉部保健予防課

目 次

第1章 広域的予防接種（広域接種）のルール	2
1 対象者	2
2 対象の予防接種	2
3 接種医師	2
4 医療機関への事前予約	3
5 市町への事前連絡、事前承諾	3
6 保護者同伴	3
7 母子健康手帳	4
8 予診票および接種券	4
9 予防接種済証	4
10 委託料	5
11 予診のみで予防接種を実施しなかった場合の料金	5
12 コッホ現象	6
13 副反応	6
14 予防接種間違い（過誤接種）	6
15 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の接種	7
第2章 医療機関における広域接種の流れ	8
1 毎年の流れ	8
2 毎月の請求の流れ	9
3 シミュレーション	10
第3章 定期外予防接種、任意予防接種の取扱い	15
第4章 委託料等請求書送付先	16
1 従来型の契約が、郡市医師会に委託して市町と契約している医療機関の場合	16
2 従来型の契約が、直接市町と契約している医療機関の場合	18
第5章 Q & A	19
第6章 広域接種の関係機関連絡先	22
1 福井県医師会	22
2 広域接種の事務代行を行う市医師会（福井市医師会）	22
3 市町予防接種担当窓口	22
4 福井県健康福祉部保健予防課	22

第1章 広域的予防接種（広域接種）のルール

1 対象者

- ① かかりつけ医が指定区域外にいる者
- ② 基礎疾患を有する等の医学的な理由により、接種の判断を行うに際し注意を要する者であって、主治医が指定区域外にいる者
- ③ 母親の出産等に伴い、指定区域外に長期間滞在している者
- ④ 指定区域外の施設等に入所している者
- ⑤ その他、やむを得ない事情により指定区域で予防接種を受けることが困難な者

「指定区域」とは、従来の市町と郡市医師会の契約で決めている定期予防接種の区域です。多くは、「居住する市町（住民票のある市町）＝指定区域」です。

2 対象の予防接種

A 類の定期予防接種、B 類の定期予防接種

【A 類の定期予防接種のワクチン】

DPT-IPV（4種混合）、DPT（3種混合）、DT、不活化ポリオ、MR、麻しん単独、風しん単独、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症

【B 類の定期予防接種のワクチン】

インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌※ ※既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外
予防接種間違い（過誤接種）は任意接種の取扱いとなり、市町から費用の助成等は受けられません。

3 接種医師

- ・ 前年度に定期予防接種の委託契約をしている医療機関に所属。
- ・ A 類の接種対象者の予防接種スケジュールを管理する。
- ・ 福井県医師会が主催する講習会（年1回）に参加する。（B 類は初年度のみ）

A 類を接種する医師は、種類も多く、接種方法も様々な各予防接種を、間違えることなく接種する必要があることから、スケジュール管理※を行うことを条件としています。

また、原則として、福井県医師会が主催する講習会（スケジュール管理※や、接種方法の技術的な注意点、間違い防止について）または県が実施する研修会に参加することとしています。（B類は初年度のみ）

※スケジュール管理：①接種時の対象年齢の確認、②接種間隔および回数の確認、③次回の予防接種予定時期等の指導、助言等を行うこと。（第5章参照）

4 医療機関への事前予約

接種希望者は、事前に接種する医療機関に予約する。

ワクチンの確保等、医療機関の事前準備のため、広域接種では、接種希望者は事前に接種する医療機関に予約することとしています。

なお、次回接種の日時を受診時に予約した場合には、事前の予約は省略できます。



5 市町への事前連絡、事前承諾

市町への事前連絡等が必要な場合、接種希望者は、事前に市町に連絡する、または承諾を得る。

接種希望者に広域接種について十分な説明を行うため、市町によっては、接種希望者は、事前に市町に連絡または承諾を得る必要があるとしています。

事前連絡が必要な市町	永平寺町、勝山市（B類）、大野市（B類）、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町
事前承諾が必要な市町	勝山市（A類）
事前連絡等不要	福井市、あわら市、坂井市、大野市（A類）、鯖江市、越前町、越前市、南越前町、池田町、敦賀市、小浜市

6 保護者同伴（A類の定期予防接種の場合）

保護者同伴が原則。保護者同伴でない場合は、次の書類が必要

○保護者以外の者が同伴する場合には、保護者の委任状

○接種希望者が13歳以上で保護者が同伴しない場合は保護者の同意書

広域接種に限らず、A類の定期予防接種は保護者同伴が原則です。

保護者（親権者、後見人）以外で、被接種者の健康状態を普段より熟知している祖父母などが同伴する場合には、保護者の委任状が必要です。

13歳以上の場合、保護者が同伴せず、本人のみが医療機関に接種に訪れる場合がありますが、その場合、保護者の同意書が必要です。



委任状や同意書が無い場合、接種することはできません。

7 母子健康手帳（A類の定期予防接種の場合）

接種対象者は、原則として母子健康手帳を持参しなければならない。

15歳未満の接種希望者（＝DPT、DPT－IPV、不活化ポリオ、麻しん風しん、日本脳炎、BCG、Hib、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、DT、HPVの対象者）については、原則として、母子健康手帳を忘れた場合には接種はできません（第5章Q&A参照）。

なお、15歳以上の希望者（日本脳炎の勧奨差し控えの特例接種、HPV）についても、原則として母子健康手帳を持参する必要がありますが、紛失した等の理由により持っていない場合は、接種履歴をカルテや予防接種済証、または保護者から居住市町へ接種履歴を問い合わせるなどで確認した上で、接種できます。

8 予診票および接種券

予診票および接種券は、各市町が発行するものを使用する。

A類の定期予防接種の予診票は、各市町が発行するものを使用します。それぞれ様式が異なりますが、内容に大きな差はありません。

記載項目に漏れが無いよう注意します（特に、保護者署名、医師署名）。また、保護者の回答欄の「はい、いいえ」等の左右の並びが市町により異なることにも注意が必要です。

B類の定期予防接種の予診票は、各市町（福井市のインフルエンザを除く。）が発行するものを使用します。福井市のインフルエンザの予診票は福井市のホームページよりダウンロードし、コピーして使用してください。

B類の定期予防接種の接種券は市町が発行するものを使用します（発行しない市町もあります）。その他、予診票の注意事項

市町名	予診票の注意事項
福 井 市	・「子宮頸がん予防ワクチン予診票」「高齢者肺炎球菌ワクチン接種予診票」「インフルエンザ予防接種予診票―福井市高齢者用」に限り、予診票下部に接種済証添付。 ・三種混合2期→予診票表記「二種混合2期」としている。
永 平 寺 町	予診票に有効期間があるものがある。 ⇒有効期間を超えている予診票を持参した場合は、接種できない。接種対象者に松岡保健センター（0776-61-0111）に問い合わせるよう伝える。
勝 山 市	複写式（1枚は医療機関控え）
鯖 江 市	・学齢期の予防接種（2種混合・日本脳炎2期・日本脳炎特例）については、通知書と予診票を併せた「予診票兼接種券」に変更（令和元年度以前

	に通知した人は、通知書（はがき）と予診票を持参されます。新旧の予診票ともに利用可能です。）未就学児は、昨年度と同様に、通知書（はがき）と母子健康手帳で本人確認をお願いします。
鯖江市 越前町 越前市 南越前町 池田町	・「高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼接種券」「高齢者インフルエンザ予防接種予診票兼接種券」に限り、裏面上部に接種済証添付。

9 予防接種済証

市町指定の予防接種済証または「予防接種済証（広域用）」を使用し、接種後、接種医師が交付する。

A類の定期予防接種を母子健康手帳に記録した場合には、予防接種済証の発行は不要です。

母子健康手帳を忘れた場合や持っていない場合には、接種医師は予診票に添付した市町指定の予防接種済証または予防接種済証（広域用）（様式11）に必要事項を記載し、押印した上で被接種者に交付します。

15歳未満の接種希望者は、原則として母子健康手帳を持参した場合に限り接種が可能ですが、母子健康手帳を忘れた接種希望者に接種した場合には、予防接種済証を交付し、後日、被接種者が母子健康手帳と予防接種済証を持参した時に、接種医師が母子健康手帳に記録します。

15歳以上の接種希望者も、原則として母子健康手帳を持参する必要がありますが、母子健康手帳を持っていない場合には、接種医師が交付した予防接種済証を市町の予防接種窓口に提出して、市町長印が押印された予防接種済証の交付を受けることになります（市町指定の予防接種済証は、市町の窓口提出する必要はありません）。

10 委託料

市町と郡市医師会の契約で決めている委託料と同額。

予防接種の委託料（ワクチン代、消費税を含む）は、市町により異なります。接種希望者が居住する市町と郡市医師会との委託契約で定める委託料単価と同一です。

新たに定期予防接種の対象が追加された場合などを除き、原則として、年度途中で委託料が変更することはありません。

委託料については、年度当初に一覧表を各委託医療機関に送付し、また、「医療情報ネットふくい」に掲載します。

B類の定期予防接種については、被接種者が居住する市町の負担額を接種委託料とします。また、被接種者自己負担金は居住する市町が定める料金を接種医療機関にて徴収します。

11 予診のみで予防接種を実施しなかった場合の料金

予診のみの場合、一部の市町で助成あり。

予診の結果、接種不適當等の理由により接種ができなかった場合の料金については、一部の市町において、市町が定める料金を助成するため、請求することができます。

A類の定期予防接種

予診のみの料金を助成する市町	市町が助成する料金（税込）
福井市、敦賀市、美浜町	1,100 円
鯖江市、池田町	1,000 円
越前市、南越前町	770 円

B類の定期予防接種

予診のみの料金を助成する市町	市町が助成する料金（税込）
福井市	1,100 円
越前市（インフルエンザ）、南越前町（インフルエンザ）	1,018 円
鯖江市、越前町、池田町	1,000 円
越前市（肺炎球菌）、南越前町（肺炎球菌）	770 円



※予診のみの料金を請求する場合、予防接種延期報告書（広域用）に予診票を添付して提出してください。

12 コッホ現象

コッホ現象を診断した場合は、直ちに被接種者の居住する市町へ報告する。

様式は、「定期接種実施要領」の様式第七を使用します。

13 副反応

予防接種の副反応を認めた場合は、速やかに医薬品医療機器総合機構に報告する。

様式は、平成 25 年 3 月 30 日付け通知「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の別紙様式 1 または別紙様式 2 を使用します。医薬品医療機器総合機構へは、FAX（0120-176-146）で報告します。様式は国立感染症研究所のホームページ（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/6366-vaers-app.html>）からアプリを利用して作成できます。適宜、活用ください。

14 予防接種間違い（過誤接種）

誤った方法で予防接種を行った場合は、速やかに福井県医師会および被接種者の居住する市町へ報告する。

誤って予防接種を行った場合は、市町からの費用助成はありません。

報告の様式は、「福井県広域的予防接種実施要領」の様式9を使用します。

15 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の接種

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等について、対象年齢を超えて接種する場合には、事前に市町に報告する。

必ず接種する前に市町に報告しなければなりません。

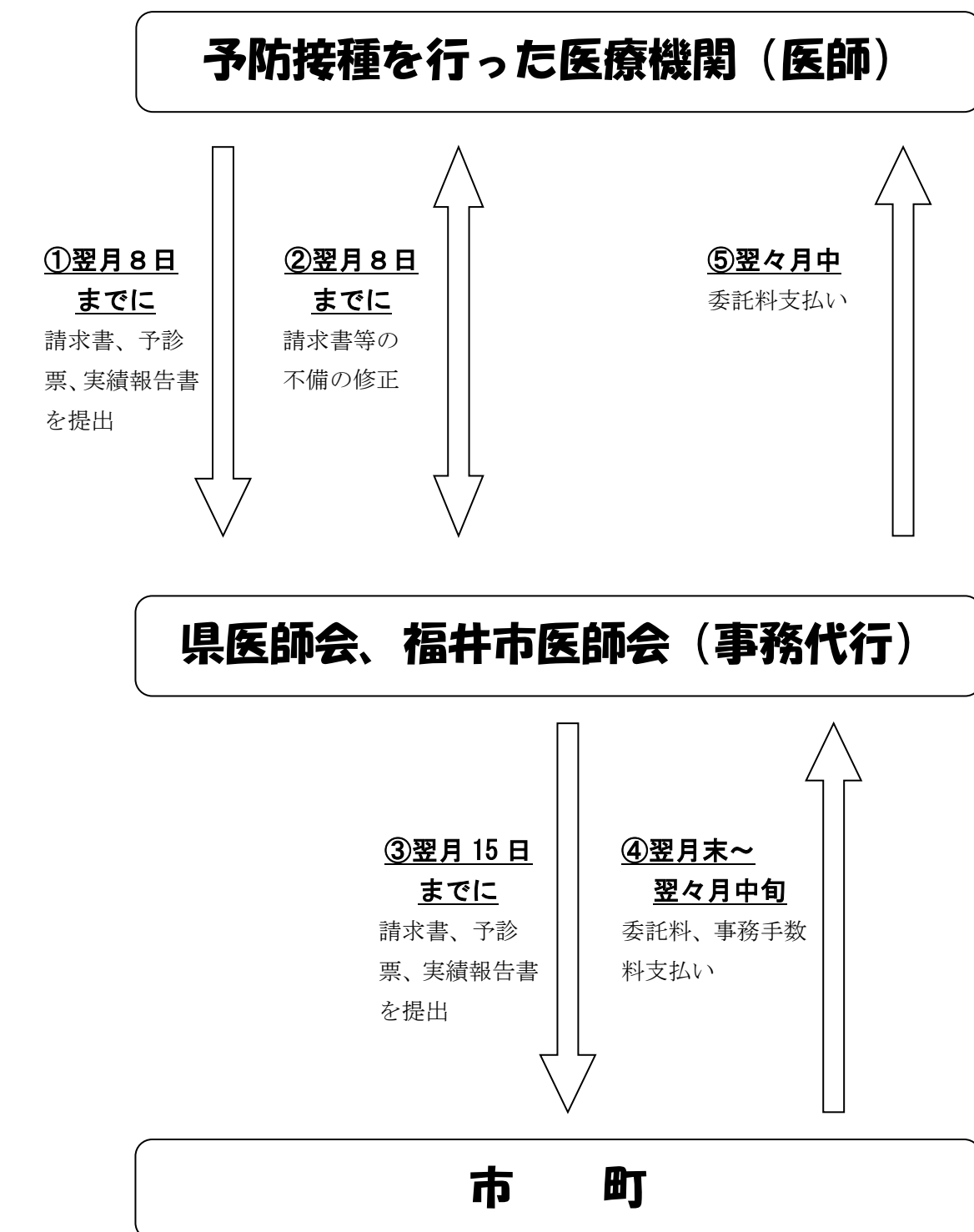
報告の様式は、「福井県広域的予防接種実施要領」の様式10を使用します。

第2章 医療機関における広域接種の流れ

1 毎年の流れ

月	手続きなど		
	医療機関	福井県医師会	市町
1	講習会開催（1月～3月上旬）		
2	医師から協力承諾書兼委任状を集める。 福井県医師会に協力承諾書兼委任状提出	医療機関募集開始	
3		委託医療機関一覧作成 委託料一覧	接種対象者に通知 契 約
4	広域接種の実施		
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

2 毎月の請求の流れ



事前に準備しておくことは何？



○医療機関が準備するもの

- ✓ **福井県広域的予防接種実施要領**
- ✓ **この手引き**
- ✓ **予防接種済証（広域用）**
15歳以上の者で、母子健康手帳を紛失している場合に用います。
- ✓ **その他、必要な様式等**

○接種希望者が持参するもの

- **予診票**（各市町発行のもの）
- **母子健康手帳**
- **子ども医療費受給資格者証、健康保険証や運転免許証**

接種希望者から電話です！



注！ 広域接種は、事前予約制です！

医療機関は、次のことを確認します。

✓ 市町に事前連絡または事前承認済みか

事前連絡、事前承認を必要とする市町であれば、確認します。

✓ 保護者（親権者または後見人）は同伴するか

原則、保護者の同伴が必要です（A類の定期予防接種の場合）。

祖父母など保護者以外の親族が同伴する場合は保護者の委任状が、13歳以上で保護者が同伴しない場合は保護者の同意書が必ず必要です。

✓ 広域接種の対象の予防接種か

対象外の予防接種（任意予防接種、対象年齢外等）の場合は、広域接種の対象ではないことを伝えてください。

✓ 母子健康手帳、予診票、子ども医療費受給資格者証、健康保険証や運転免許証を持参すること

15歳未満の接種希望者は、母子健康手帳が必須です。15歳以上の接種希望者も、原則として母子健康手帳を持参する必要があります。

接種希望者が来院しました！



医療機関は、次のことを確認します。

✓ 居住する市町の予診票を持参しているか。

最近 1 年間で居住地を変更したり、住民票を移動していないか確認し、子ども医療費受給資格者証や健康保険証等で現在の居住地を再確認します。

居住地の市町の予診票がない場合は、接種できません。（第5章Q&A参照）

✓ 事前予約しているか

事前予約していない場合で接種する場合には、事前予約時の確認事項（市町の事前承認、接種するワクチン等）を必ず確認します。

✓ 保護者は同伴しているか（A類疾病のみ）

保護者が同伴しない場合は、保護者の委任状や同意書を確認します。保護者の委任状または同意書がない場合は、接種できません。

✓ 母子健康手帳を持参しているか（A類疾病のみ）

15歳未満の接種希望者は、母子健康手帳を持参していない場合は、原則として接種できません。

予防接種するときの注意点は？



注意点は、次のとおりです。

- ✓ **母子健康手帳やカルテで、接種履歴を確認**
- ✓ **予防接種の種類、接種方法、接種回数、対象年齢の確認**
- ✓ **接種希望者の年齢の確認**
- ✓ **予診票に記載漏れ等が無いように！**
特に、保護者署名と医師署名
- ✓ **接種量過剰、重複接種、ワクチン取り違い、接種間隔不十分、接種時期誤り、期限切れワクチン接種等の過誤接種が絶対に無いように！**
- ✓ **接種後は、A類疾病は母子健康手帳に必要事項を記入**
- ✓ **B類疾病は予防接種済証を発行**
母子健康手帳を持っていない場合は、市町指定の予防接種済証または統一様式の予防接種済証（広域用）を交付します。

さあ、請求です！



請求書を送る前にもう一度確認！

✓ 予診票に不備はないか

保護者回答欄、保護者署名、医師署名が記載されているか。
被接種者は、予防接種の対象年齢内か。

✓ 予診票の枚数と、請求数が一致しているか

予診のみの料金を請求する場合、予診票のほか、「予防接種延期報告書（広域用）」が必要です。

✓ 請求書に記載漏れや不備はないか

全ての市町の分の実績報告書が作成されているか、振込先は間違いがないか、請求者の押印（法人なら、代表印、個人開業なら、開設者印）はあるか。

✓ 請求先に間違いはないか

被接種者の居住地により、請求先が異なります。「第4章 委託料等請求書送付先」で請求先を確認します。

✓ 不明な点は、福井県医師会または事務代行の福井市医師会に問い合わせを！

✓ 予防接種間違い（過誤接種）を見つけた場合は、速やかに福井県医師会と市町に連絡を！

予防接種間違い報告様式（様式9）に必要事項を記載して送付します。

第3章 定期外予防接種、任意予防接種の取扱い

特例による定期予防接種は広域接種の対象となりますが、定期外予防接種および任意予防接種は、広域接種の対象外となります。

特例による定期予防接種

- ・長期にわたり療養を必要とする疾病（重症複合免疫不全症等、厚生労働省令で定めるもの）にかかっている等の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかった場合で、特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間に接種した場合。
- ・積極的接種勧奨差し控えの影響により、規定の年齢を超えて接種した場合。（日本脳炎）

定期外予防接種

ポリオや日本脳炎等の予防接種法で規定された疾病の予防接種で、予防接種法等で定められた方法以外により行う予防接種

接種時の確認不足などによる予防接種間違い（過誤接種）は、これに該当する。

①対象年齢外の者への接種

例）DPT-IPV を生後2か月や8歳で接種

（法）DPT-IPV の対象年齢は、生後3月から90月に至るまで
高齢者のインフルエンザを65歳の誕生日をむかえる前に接種

（法）対象年齢は65歳以上の者

②接種間隔が規定間隔に満たない者への接種

例）DPT-IPV 第1期初回接種を10日の間隔で接種

（法）DPT-IPV の第1期初回接種は20日以上の間隔で接種

③誤った接種法での接種

例）日本脳炎ワクチンを2歳の子に0.5mL 接種

（法）3歳未満は0.25mL、3歳以上が0.5mL 接種

任意予防接種

おたふくかぜなど、予防接種法で規定されていない疾病に対する予防接種
一部の市町では、予防接種費用の助成が行われている。

第4章 委託料等請求書送付先

1 従来型の契約が、郡市医師会に委託して市町と契約している医療機関の場合

①の医療機関は、②に居住する対象者に接種した場合、③に請求します。

例) 坂井市の医療機関は、永平寺町の対象者に接種した場合、福井市医師会に請求（送付先は福井県医師会）

越前市の医療機関は、南越前町の対象者に接種した場合、武生医師会に請求

敦賀市の医療機関は、小浜市を対象者に接種した場合、福井県医師会に請求

①医療機関の所在地	②対象者の住所	③委託料等請求書送付先	
福井市	福井市、永平寺町	福井市医師会	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
永平寺町	永平寺町、福井市	福井市医師会	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
あわら市	あわら市	あわら市	従来型契約
	坂井市	坂井市	
	その他	福井県医師会	広域
坂井市	坂井市	坂井市	従来型契約
	あわら市	あわら市	
	その他	福井県医師会	広域
大野市	大野市	大野市	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
勝山市	勝山市	勝山市	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
鯖江市	鯖江市、池田町	鯖江市医師会	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
越前町	越前町	丹生郡医師会	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
越前市	越前市、南越前町	武生医師会	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
南越前町	南越前町、越前市	武生医師会	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域

①医療機関の所在地	②対象者の住所	③委託料等請求書送付先	
池田町	池田町、鯖江市	鯖江市医師会	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域
敦賀市	敦賀市	敦賀市	従来型契約
	美浜町	美浜町	
	若狭町	若狭町	
	その他	福井県医師会	広域
美浜町	美浜町	美浜町	従来型契約
	若狭町	若狭町	
	その他	福井県医師会	広域
小浜市	小浜市	小浜市	従来型契約
	若狭町	若狭町	
	おおい町	おおい町	
	高浜町	高浜町	
	その他	福井県医師会	広域
若狭町	若狭町	若狭町	従来型契約
	小浜市	小浜市	従来型契約 (一部を除く)
	おおい町	おおい町	
	高浜町	高浜町	
	その他	福井県医師会	広域
おおい町	おおい町	おおい町	従来型契約
	小浜市	小浜市	
	高浜町	高浜町	
	若狭町	若狭町	従来型契約 (一部を除く)
	その他	福井県医師会	広域
高浜町	高浜町	高浜町	従来型契約
	若狭町	若狭町	
	おおい町	おおい町	
	その他	福井県医師会	広域
福井大学医学部 附属病院（入院のみ）	その他	福井県医師会	広域

注）上記に該当しない医療機関もありますので、不明な場合は市町予防接種担当課または郡市医師会に確認してください。

2 従来型の契約が、直接市町と契約している医療機関の場合

（例：公立病院等で、直接市町と定期予防接種の契約をしている：福井大学医学部附属病院を除く）

例）「〇〇市町」が、「鯖江市」の場合

鯖江市と契約した医療機関は、鯖江市の対象者に接種した場合、鯖江市に請求

鯖江市と契約した医療機関は、越前市の対象者に接種した場合、福井県医師会に請求

鯖江市と契約した医療機関は、福井市の対象者に接種した場合、福井市医師会に請求（福井県医師会に送付する）

①医療機関の契約先	②対象者の住所	③委託料等請求書送付先	
〇〇市町 （〇〇は、直接契約している市町の名前）	〇〇市	〇〇市町	従来型契約
	その他	福井県医師会	広域



第5章 Q & A



開業した年度から広域接種をすることは可能か。

開業した年度は、この制度による広域接種を行うことはできません。開業した翌年度から可能となります。

広域接種を行う医師は本制度の適正な運用のため、講習を受講する必要があること、契約が年度初めに行われることなどから、開業した年度の翌年度から参加していただくこととしています。なお、実施要領では、「前年度に市町の実施する定期予防接種の委託契約を締結している医療機関のうち、広域的予防接種の実施を承諾した医療機関において実施する」としています。

接種希望者は、複数の医療機関で接種することは可能か。

「福井県広域的予防接種」は、接種医師が対象者のスケジュール管理を行うことから、複数の医療機関での接種は想定していません。

入院している医療機関を転院または退院した、入所施設を変更した、年齢が高くなりかかりつけ医を変更した（子宮頸がん予防ワクチン等）、出産で里帰りしている等の特別な事情を除き、原則として同一の医療機関で接種するよう、接種希望者に伝えてください。

なお、特別な理由なく複数の医療機関を利用する、いわゆる「はしご」による予防接種は、そもそも「福井県広域的予防接種」の対象ではありません。

特定の市町の接種希望者のみの受け入れは可能か。

できません。広域接種に参加する、全ての市町の（対象となる）接種希望者を受け入れることとしています。

なお、「福井県広域的予防接種」は、市町によって料金が違うこと等を前提に、市町長と接種医師の委任を受けた福井県医師会長が契約します。

年度の途中で、広域接種をする予防接種の種類を変更する場合、手続きはどのような方が良いか。

変更届（様式3）を、変更する1か月前までに福井県医師会長へ届出をします。

年度の途中で、広域接種を辞める場合、手続きはどのような方が良いか。

辞退届（様式4）を、辞退する1か月前までに福井県医師会長へ届出をします。

他県の方を受け入れることは可能か。

「福井県広域的予防接種」では、他県の方の受け入れはできません。接種希望者に、居住する市町の窓口にご相談するよう伝えてください。

A類疾病は母子健康手帳を持っていない接種希望者には、接種はできないのか。

15歳以上の接種希望者（日本脳炎の勧奨差し控えの特例接種、HPV）については、母子健康手帳を紛失した等により持っていない場合は、接種履歴をカルテや接種希望者が持参した予防接種済証で確認した上で、接種できます。

15歳未満の接種希望者については、母子健康手帳を持参していない場合は、原則として接種しないでください。ただし、他の医療機関で接種していないことが確実であり、かつ、医療機関のカルテ等で接種履歴が確認できる場合には医師の判断で接種しても差し支えありません。なお、予防接種間違い（過誤接種）が発生した場合、市町から接種費用の助成を受けることができず、また、予防接種法に基づく健康被害救済制度も適用されませんので、十分に注意が必要です。

A類疾病の予診票を持っていない接種希望者には、接種はできないのか。

接種できません。

ただし、医療機関にあらかじめ市町から予備の予診票を配布されている場合には、母子健康手帳（または予防接種済証）および居住地を確認できるもの（子ども医療費受給資格者証や健康保険証など）を持参している場合に限り、接種が可能です。

予診票および母子健康手帳（または予防接種済証）の両方を忘れた場合には、予防接種間違いを防止するためにも、接種しないようにしてください。

他の市町の予診票を持ってきた場合、接種できるか。

引越し等により、以前住んでいた居住地の予診票を持ってきた場合には、その予診票で接種が可能か、現在居住している市町の窓口にご相談するよう、接種希望者に伝えてください。

ただし、請求先を間違えないよう注意してください。

予診票に付いている予防接種済証を使用しても良いか。

使用して構いません。様式11の予防接種済証（広域用）も使用可能です。

予診票と請求書の送付が、翌月 8 日を過ぎた場合、どうなるのか。

予診票と請求書は、翌月 8 日までに福井県医師会に送付することとしています。8 日を過ぎた場合、翌々月に処理されることになります。

また、年度の最終である 3 月分の請求については、翌月 8 日までに請求書と予診票が届かない場合、委託料を支払うことはできなくなります。

予診票や請求書に不備があった場合、修正等が必要になりますので、できる限り早めに送付するよう努めてください。

医師の承諾書と委任状は、県医師会に提出するのか。

医師の承諾書と委任状^{*}は、医療機関で保管し、福井県医師会に提出する必要はありません。

医療機関の代表者（管理者）は、所属する医師のうち、広域接種を行う医師全員から承諾書と委任状を受け付けてください。なお、研修医等の一時的に所属する医師であっても、広域接種を行う場合には承諾書と委任状が必要となりますので、御留意ください。

※参考様式「福井県広域的予防接種協力承諾書兼委任状」をご利用ください。

スケジュール管理とは、具体的に何をするのか。

主に次のことを行うことを言います。

- ① 接種時の対象年齢の確認
- ② 接種間隔および回数の確認
- ③ 次回の予防接種予定時期等の指導、助言

なお、ワクチン接種後、別の種類のワクチンを接種することができない期間（生ワクチンの場合 27 日以上、不活化ワクチンの場合 6 日以上）についての指導、助言も行います。

両親ではなく、祖父母や兄弟が同伴した場合、接種しても良いか。

祖父母や兄弟の場合、被接種者の健康状態を普段より熟知していることが必要です。また、保護者（親権者または後見人）ではないため、保護者の委任状が必要になります。委任状が無ければ接種はできません。

なお、A 類疾病の定期予防接種は、保護者同伴が原則です。

第6章 広域接種の関係機関連絡先

1 福井県医師会

(請求手続きの不明な点等についての問い合わせ、間違いの報告など)

所在地 〒910-0001 福井市大願寺3丁目4-10

電話 0776-24-0387

FAX 0776-21-6641

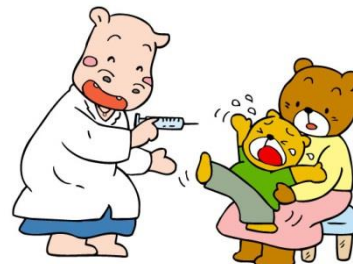
2 広域接種の事務代行を行う市医師会（福井市医師会）

(請求手続きの不明な点等についての問い合わせ)

所在地 〒910-0001 福井市大願寺3丁目4-10

電話 0776-23-0587

FAX 0776-22-0347



3 市町予防接種担当窓口

(予診票の記載方法、保護者同伴などの各種手続きについての問い合わせ、間違いの報告など)

市町名	担当課	電話	FAX
福井市	健康管理センター	0776-28-1256	0776-28-3747
永平寺町	保健センター	0776-61-0111	0776-61-1797
あわら市	子育て支援課 健康長寿課	0776-73-8010 0776-73-8023	0776-73-5688
坂井市	健康増進課	0776-50-3067	0776-66-2940
大野市	健康長寿課	0779-65-7333	0779-66-0294
勝山市	健康長寿課	0779-87-0888	0779-87-3522
鯖江市	健康づくり課	0778-52-1138	0778-52-1116
越前町	子育て世代包括支援センター 健康保険課	0778-34-8821 0778-34-8710	0778-34-0951
越前市	健康増進課	0778-24-2221	0778-24-5885
南越前町	保健福祉課	0778-47-8007	0778-47-3605
池田町	保健福祉課	0778-44-8000	0778-44-8009
敦賀市	健康推進課	0770-25-5311	0770-25-5398
美浜町	健康づくり課	0770-32-6713	0770-32-6050
小浜市	子ども未来課	0770-52-2222	0770-53-3480
若狭町	保健医療課	0770-62-2721	0770-62-1049
おおい町	すこやか健康課	0770-77-1155	0770-77-3377
高浜町	保健福祉課	0770-72-2493	0770-72-2081

4 福井県健康福祉部保健予防課

(手引きや実施要領等についての問い合わせ)

電話 0776-20-0351